

企業会計基準委員会 御中

米国公認会計士 山田昌史

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」について検討し、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問 2

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション会計基準適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に反対する。

【理由】

1. 他と同種との取引との矛盾

有償新株予約権の発行は、従業員等が有価証券に対して公正価値をもって投資する機会を提供する制度である。このような理解は、日本監査役協会「監査役監査実施要領」や著名な法律家の文献、国税速報などにも記載されている。

同じく投資の機会を付与する制度として、従業員持株会等の従業員等が企業の株式を購入する上での便宜を図るための制度がある。同様にこの制度も対象者の企業への帰属意識を高めたり、業績向上への動機づけ(インセンティブ)であるが、報酬としての性格を併せ持つとは考えられていない。対象者は、企業の株式を公正価値で購入、すなわち、自己の財産をもって投資しているにすぎないからである。企業から奨励金等として経済的支援を受けているならば、その部分は当然のことながら企業の費用として認識される。

本公開草案も、従業員等が新株予約権の公正価値以上の経済的支援を受けている部分が存在すればその部分に対して費用認識を求めるべきであるところ、無償で発行されるストック・オプションと同様の会計基準に当て嵌めて処理を求めることは納得し得ない。

2. 企業は発行した有価証券の価値以上の費用計上を求められることとなる

本公開草案は、業績条件の付された新株予約権について、ストック・オプション会計基準の適用を求めるものである。しかしながら、ストック・オプション会計基準においては、業績条件は権利確定条件の一部とされ、失効の見積数の考慮要素とされるものの、公正な評価単価の算定に織り込むことができない。

公正な評価単価については付与日現在で算定され、その後は見直されないが、失効の見積数は、その後の変動に応じて見直される。

経済実態的にみると、本公開草案の対象とする業績条件付新株予約権は、業績条件のない新株予約権に比べると価値が低い。新株予約権（を含めた有価証券）の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値（の現在価値）で決定される。なんら条件が付されていない新株予約権と、一定の業績が達成されなければ権利行使できない新株予約権とでは、条件付きである方が期待値が低くなり、算出される価値が低くなる。

しかしながら、本公開草案は、上記のとおり、業績条件を公正な評価単価の算定に織り込ませないものであり、業績を達成するにつれ失効見積数が見直され、なんら業績条件がない新株予約権を発行したのと同額の費用計上を求める結果となる。

これはすなわち、企業は発行した有価証券の価値以上の費用計上を求められることとなる結果となり、企業にも、財務諸表の利用者にも、却って誤った、経済実態の伴わない表示が行われることとなる。

財務諸表作成者及び利用者に経済実態の伴った費用計上額を表示（させる）するため、ストック・オプション会計基準自体の見直しを行うか、ストック・オプション会計基準に当て嵌める会計処理を求めるのではなく、新たな会計基準の開発を行うべきである。

3. 投資家に不測の損害をもたらす

本公開草案の設例でも発行の3年後に一時に76,800千円の費用が計上され、その分利益が圧迫される結果となることが示されている。

現実には起きうる事象について説明する。新興市場に上場した会社の時価総額が50億円で、利益が2億円（PER25倍）という、一般的にありうる例を設例とする。

当該企業が発行済株式数に対して10%の権利確定条件付き有償新株予約権を発行したとする。行使価格は時価に設定され、行使価格総額は5億円（時価総額50億の10%）となる。業績条件が付された結果、新株予約権の公正価値は（本公開草案と同様）行使価格総額の4%であったとすると、2千万円となる。

しかし、(上記2.でも記載したとおり)ストック・オプション会計基準においては、業績条件は評価に織り込まないため、なんら条件がついていない新株予約権として算定することとなる。

新株予約権の価値は、保有者が将来得られるキャッシュ・フローの期待値(の現在価値)で決定されるところ、どのくらい株価が変動するか(株価が高まる可能性が高ければ、新株予約権の価値も高くなる)の統計数値である株価変動性(ボラティリティ)で決まる要素が大きい。上場後間もない企業(またはその類似上場会社)のボラティリティは高いことが多く、なんら条件がついていない新株予約権の価値は、株価に対して40~60%程度となることが多い。(なお、この点において本公開草案の設例では、新株予約権の価値が約17%に設定されており、理解を過小に誤導するものである。)

すると、設例の企業では、(2千万円分の有価証券を発行したにすぎないのに)業績条件が達成した途端に2億円~3億円(行使価格総額5億円の40~60%)の費用計上が一時に求められる結果となる。

この新興上場企業は、キャッシュ・アウトを行ったわけでもなく、むしろ業績条件を達成したにもかかわらず業績が急落する結果となる。

これまで有償新株予約権が受け入れられてきたのは、業績条件が達成され、(その大半が行使価格を時価以上に設定されているため)株価が上昇した時のみ権利行使がなされ希薄化が生じるものであることから、既存株主にとってもプラスの状況が想定されていたからである。

しかしながら、本公開草案に従うと、業績条件が達成されると同時に業績が悪化したとして財務諸表が表示される。これにより株価の下落が生じれば、保有資産の価値が希薄化以上に下落するおそれがあり、投資家に不測の損害を生ぜしめる結果をもたらす。

4. 本公開草案により企業の業績条件が達成できなくなる

上記3の設例のとおり、業績条件が達成されることにより費用が計上され、業績条件が不達成となる矛盾が生じる。この場合、どのように会計処理すべきか解説を記載しなければ実務に多大な混乱をもたらす。

また、法律上も権利行使可能となるのにならないのか、本公開草案を施行するのであれば法務省との調整を行う必要がある。

5. 公正価値評価の議論と会計基準適用の議論のすり替えである

上記2及び3の設例のとおり、企業は発行した有価証券の公正価値以上の費用を計上する結果となる。この原因は、本来、新株予約権の公正価値と払い込まれた金銭の差額を費用として計上するのが理論的であり、公正価値測定の議論を主眼とするべきところ、無理に既存の会計基準に当て嵌めようとしている点にある。

(繰り返しとなるが)財務諸表作成者及び利用者に経済実態の伴った費用計上額を表示(させる)するため、ストック・オプション会計基準自体の見直しを行うか、ストック・オプション会計基準に当て嵌める会計処理を求めるのではなく、新たな会計基準の開発を行うべきである。

6. ストック・オプション会計基準制定時の議論と矛盾する

平成17年のストック・オプション会計基準自体の検討段階において、従業員等が新株予約権を適正な時価で購入する取引については、明示的に議論され、同会計基準の対象としないことが明示された経緯がある(「公開草案に対するコメント」として開示されている)。

本公開草案は、これに真っ向から矛盾するものである。このように会計基準の策定経緯と矛盾する取扱いをする理由はなにか。なぜ結論を変更したのかについて説明がなされなければ、財務諸表作成者及び利用者の納得が得られない。

7. 本公開草案は適用上の混乱を招く

本公開草案は、失効の見積数として、業績条件の達成可能性の評価を毎期末に行うこととなるが、これについてなんらの設例も指針も存在せず、実務上、監査人との見解の相違等々の多くの混乱や負担を招きかねない。

また、失効の見積数の変動として業績条件達成前に費用計上し、その後結局業績未達により新株予約権が失効した場合、株式報酬費用のマイナス残高が生じることとなると考えられる。これが正しければ、実務上混乱の無いよう、設例として設けるべきである。

8. 議論の実益が示されていない

上記のとおり、これだけ多くの混乱を招くものであるにもかかわらず、これまで実務上統一的な会計処理がなされていた同種の新株予約権の取扱いを変更する実益がなんら示されていない。

9. IFRS との GAAP 差を広げる

ストック・オプション会計基準の時点で GAAP 差があるところ、今回の公開草案による業績条件等の取扱いは、IFRS との GAAP 差をますます広げることとなる。本公開草案の対象とする新株予約権の会計上の取扱いを実質的に変更する実益が示されない中で、GAAP 差を無為に広げるることについて、その合理性を説明する必要がある。